豊橋創造大学紀要編集投稿規程

制定 平成28年 9月 7日 一部改正 2022年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、豊橋創造大学紀要(以下「紀要」という。)の投稿、編集及び出版に関し必要な 事項を定める。

(目的)

- 第2条 紀要は、次の各号に掲げる者が研究成果(以下「論文等」という。)を公表することを目的と する。
 - (1) 本学の教員
 - (2) 本学の大学院学生
- (3) その他豊橋創造大学紀要編集委員会(以下「委員会」という。) が適当と認めた者 (著作権)
- 第3条 紀要に掲載された論文等の著作権は、本大学に帰属する。ただし、著者が掲載論文を利用する 限りにおいては大学の許可を必要としないものとする。
- 2 紀要を広く社会に公開するために、電子化し公開する。

(筆頭著者)

- 第4条 紀要に投稿できる論文等は、単著または投稿者が筆頭著者である共著とする。 (論文等の原著性)
- 第5条 紀要に投稿できる論文等は、未発表のものとする。

(論文等の種類)

- 第6条 紀要に投稿できる論文等は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 原著論文
 - (2) 研究ノート
 - (3) 資料
 - (4)翻訳
 - (5) その他

(書式等)

- 第7条 原稿の書式等は、豊橋創造大学紀要編集投稿要綱の定めるところによるものとする。 (投稿及び掲載等)
- 第8条 紀要に投稿する論文等の原稿(以下「論文原稿」という。)は、委員会に提出するものとする。
- 2 紀要に投稿する者は、指定された期日までに投稿申込書(第1号様式)を委員会に提出しなければならない。
- 3 論文原稿の締め切りは、期日を厳守することとし、締め切り後は受理しない。なお、一旦受理した 論文原稿は校正まで返却しない。
- 4 論文原稿の査読については、豊橋創造大学紀要レフェリー要綱の定めるところによるものとする。
- 5 委員会が必要と認めた場合は、論文原稿の体裁、内容等について、加除補筆を求めることができるものとする。
- 6 論文原稿は、委員会において掲載の可否を決定する。
- 7 本学の大学院学生が論文投稿する場合は、あらかじめ指導教員等の許可を得るものとする。 (校正)
- 第9条 論文原稿の校正は、執筆者が行い、2回をもって校了とする。なお、内容の変更は認めないものとする。

(刊行の回数)

第10条 原則として、年1回とする。

(刊行の経費)

第11条 刊行の経費は、本委員会予算とする。ただし、次に掲げる場合については執筆者負担とする。 (1) 別刷は、著者の実費負担とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、紀要への投稿、編集及び出版に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成28年9月7日から施行する。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。